

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成27年12月3日 10時32分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 ^{いづくしま} 厳島港の県営一号棧橋 亀石灯標から真方位068° 2,500m付近 （概位 北緯34° 18.2′ 東経132° 19.2′）
事故の概要	旅客フェリーみせん丸は、着棧操船中、棧橋に衝突した。 みせん丸は、右舷船首部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月8日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー みせん丸、210トン
船舶番号、船舶所有者等	134760、JR西日本宮島フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に破口を伴う亀裂等 棧橋 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船首を厳島側及び船尾を宮島口側とする両頭船で、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、訓練を開始した。</p> <p>本船は、厳島港の県営一号棧橋（以下「一号棧橋」という。）に入船右舷着けする予定で、右舷船尾方から風速約7～8m/sの西風を受ける状況下、船首を東南東方に向けた態勢で、約4ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で一号棧橋に接近した。</p> <p>航海士は、船長が隣で操船の指導を行い、船首側の操縦盤を使用して操船に当たった。</p> <p>本船は、一号棧橋の手前で、航海士が機関を後進にかけて約1knの前進行きあしとなったとき、右舷船尾方から西風を受けて船尾が風下に流されたので、船長が左舵一杯及び全速力後進としたものの、右舷船首部が一号棧橋に衝突した。</p>
分析	<p>本船は、風速約7～8m/sの西風を右舷船尾方から受ける状況下、一号棧橋に船首を東南東方に向けた態勢で着棧操船中、前進行きあしが約1knとなった際、右舷船尾方から西風を受けて船尾が風下に流されたことから、左舵一杯及び全速力後進としたものの、右舷船首部が一号棧橋に衝突したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、風速約7～8m/sの西風を右舷船尾方から受ける状況下、一号棧橋に船首を東南東方に向けた態勢で着棧操船中、前進行きあしが約1knとなった際、右舷船尾方から西風を受けて船尾が風下に流されたため、左舵一杯及び全速力後進としたものの、右舷船首部が一号棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 強風を受けて着岸操船を行う際は、船体が風下に流されることを考慮して、着岸予定岸壁等と適切な距離を保つ操船を行うこと。